

# 利根町議会議員一般選挙



投票日 4月21日(日)

投票時間 午前7時～午後6時

4月21日(日)は、任期満了に伴う利根町議会議員一般選挙の投票日です。町政の担い手を決める大切な選挙ですので必ず投票しましょう。

## ●投票できる方

次の2つの要件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です

①	平成13年4月22日までに生まれた方
②	平成31年1月15日以前から利根町に住居登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方

※投票する前に他市町村へ転出した人は投票できません。

## ●投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記(家族7人以上は2通)されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

## ●選挙公報

選挙公報は、4月19日(金)までに新聞折込みで配布するほか、役場、利根町公民館、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。

新聞未購読等の世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

## ●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っている方で、一定の要件に該当する方および介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票をする際、「郵便等投票証明書」が必要になります。詳細については、利根町選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ●開票

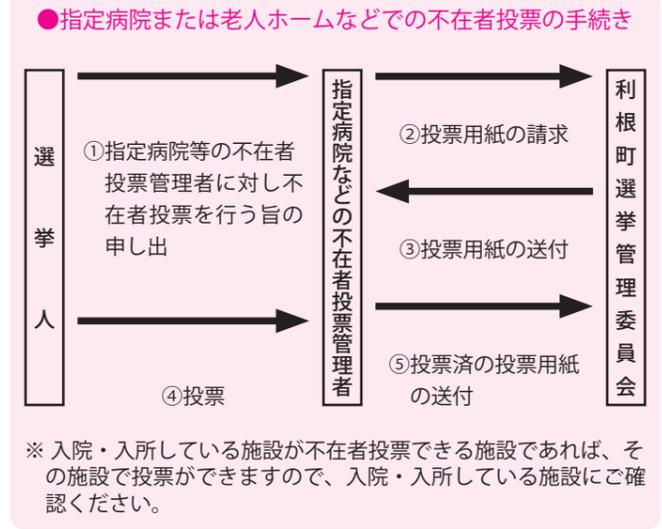
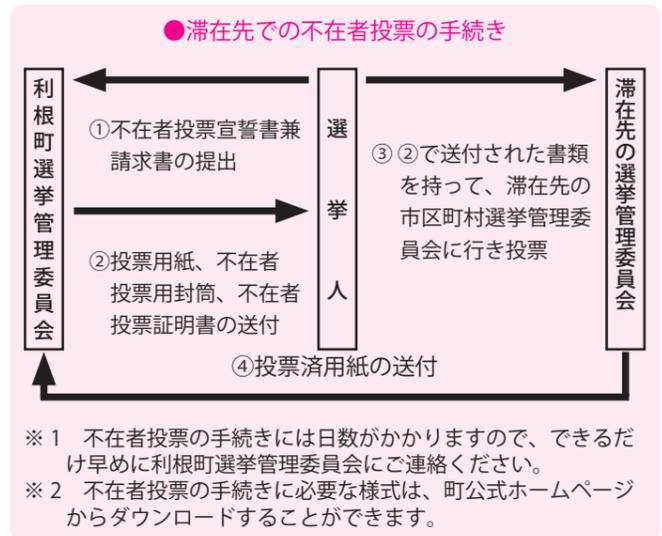
投票日当日の午後7時から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

## ●投・開票速報

投票・開票の速報および結果については、利根町公式ホームページに掲載します。

## ●不在者投票

仕事や旅行などの長期の滞在などで投票日に投票ができない方や、都道府県選挙管理委員会が指定する病院または、老人ホームなどに入院・入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。



## 期日前投票について

仕事や旅行などのほか、疾病や身体の障がいのため投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。投票する際、投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記入していただくとスムーズに投票を行うことができます。

投票期間 4月17日(水)～20日(土)  
 投票時間 午前8時30分～午後8時  
 投票場所 利根町役場1階 多目的ホール

問い合わせ先 利根町選挙管理委員会(役場総務課内) ☎68-2211(内線502)

## ●こんなときは保険年金課へ●

- 国保に加入されている方が、就職などにより職場の健康保険に切り替わるとき  
必要な持ち物 国保の保険証、職場の保険証(または資格証明書) + ①～③
- 退職等により職場の健康保険を脱退したとき  
必要な持ち物 職場の健康保険をやめた日付が分かる証明書 + ①～③

国保の届出には、  
 ①届け出に来られる方の身分証明書 ②印鑑(スタンプ式不可)  
 ③世帯主および届け出の対象となる方のマイナンバーが分かるものが必要です。  
 なお、世帯主以外の方が届出される場合は、別途委任状も必要になります。  
 ※世帯主は、異動があったときから14日以内に届け出を行ってください。



## 職場の健康保険への加入が決まったら、国保の保険証は使用しないでください。

職場の保険証は届くまでに時間を要します。また、申請日や入社日から適用になることが多いため、その間に国保の保険証を使用してしまうと、保険者(利根町)が支払った分を返還していただく場合があります。職場の健康保険に加入する予定がある場合は、必ず職場に適用年月日を確認していただき、適用年月日以降に医療機関へかかる際には、国保の保険証は使用しないでください。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 ☎68-2211(内線256)

## 支援の際のポイント

- ★保護者などの支援者が一緒の時は、支援者の希望を聞いてください。  
避難誘導は、安心感(信頼)を得てから、必ず手腕をふれてもらい行動を!
- 手を引っ張ったり、白杖を掴んだり、身体に触ったりしないでください。
- 坂道、砂利道、階段、段差などの障害物までの距離、そして何メートル先かを教え、その場にきたら「ここから始まりますよ」とはっきり伝えてください。
- 道路の状態を確認し、早め早めに伝え、確認し、安全を確保し、ご自身は道路側を歩き誘導してください。
- 町の防災放送を聞き、一緒に状況を確認してください。
- 安全な避難の非常用持出品の用意
- 白杖・点字盤・携帯ラジオ・盲導犬のエサ白杖には蛍光テープを貼ってください。



## 「ヘルプマークとヘルプカード」とは…

災害時に、助けを求めている人が居ることを、気付いてもらう為のぶら下げ方式のマークとカードです。



問い合わせ先 利根町地域自立支援協議会事務局(役場福祉課内) ☎68-2211(内線338)

退職しても…  
 就職しても…  
**国保の手続きが必要なんです!!!**  
 手続きをしないと大変…  
 国保加入の手続きが遅れると…  
 保険料は、資格の発生月までさかのぼって課税するため、1回に納める負担額が大きくなってしまいます。  
 国保脱退の手続きが遅れると…  
 本来支払う必要のない保険料が課税されたままになってしまいます。

## 災害時に役立つ掲示板

「目の不自由な方を支援する時」

声かけは「お手伝いすることはありますか」  
 ●視力が若干ある弱視の方の場合は、車道側に立ち、肘の上を掴んでもらい誘導します。  
 ●白杖を使用している方の場合、白杖と反対側に立ち、肘の上を掴んでもらい誘導します。  
 ●盲導犬を利用している方の場合、盲導犬と反対側に立ち、肘の上を掴んでもらい誘導します。盲導犬は全神経を飼い主に集中しています。盲導犬に触れたり、引っ張ったり、声をかけたり、じっと見たり、食べ物を与えたりしないでください。盲導犬は厳しい訓練後に飼い主に渡されます。他人に危害を加えることはありません。